

竜王町緊急通報システム事業利用承諾書

年 月 日

竜王町長

氏名

竜王町緊急通報システム事業を利用するにあたり、下記のことについて承諾します。

記

- 1 緊急通報を発し、確認電話に応答のない場合は、協力員および関係機関等の職員が住宅内に立ち入ること。
- 2 緊急時に協力員および関係機関等の職員が住宅内に立ち入る場合、必要かつやむを得ない行為により住宅等の一部に受けた損害については、その損害の責任は求めないこと。
- 3 自己の過失により、機器を紛失し、または機器に損害を加えた場合は、その実費を負担すること。
- 4 町長が費用負担を決定するにあたって、世帯状況を確認すること。
- 5 費用を滞納すると、緊急通報システムの利用を取り消す場合があること。
- 6 NTTアナログ回線以外の電話回線（光回線等）を利用したシステム（固定型機器）を利用した場合に、以下の不具合が発生しても竜王町および委託事業者は一切申立てをしないこと。
 - (1) 緊急ボタンや相談ボタンが起動しない、保守通報（停電・バッテリー切れ・復電通報等）が実施されない、インターネットの接続スピードが落ちる、電話の音声に雑音が生じる等の電話回線による障害が生じ、通常のサービスが提供されない場合があること。
 - (2) 停電時には電話が不通となり、緊急通報システムが使用不可になること。
- 7 携帯電話回線を使用したシステム（モバイル型機器）の場合、以下の事項に承諾すること。
 - (1) 携帯型装置の使用方法（充電・受発信方法）を理解し、利用すること。
 - (2) 機器の電池切れ、屋外での通報、屋内の通信ができない場所からの通報（機器設置時に各部屋の電波状況を確認します。）等、機器が使用できない状態で発した通報には対応できないこと。
 - (3) 通信会社の通信障害等で利用できない場合があること。